

第10回教育委員会臨時会 案件表

日 時

令和3年5月19日（水）

議 題

1 議 案

(1) 議案第48号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

(資料1)

資料 1	
------	--

議案第48号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和3年5月19日

提出者 教育長 河 口 浩

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する
意見聴取について

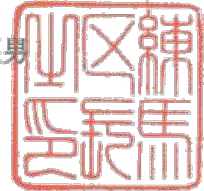
「練馬区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の条例議案に
ついて、当委員会として同意します。

参考資料

3練総職第231号
令和3年5月19日

練馬区教育委員会教育長 様

練馬区長 前川 燿男



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の
議案に関する意見聴取について

令和3年第二回練馬区議会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出予定議案名
練馬区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2 改正理由および内容
資料1のとおり
- 3 回答について
貴委員会の意見を令和3年5月24日(月)までにご回答くださいますようお願いいたします。
- 4 その他
今般の条例改正に係る特別区人事委員会への意見聴取については、令和3年5月18日付けで、特別区人事委員会から議会事務局に対し「異議がない」旨、報告があったことを申し添えます。

【担当】総務部(人事戦略担当部)職員課人事企画担当係
(人事制度・服務担当) 廣瀬 内5606



1 提出予定議案名

練馬区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の理由および内容

区においては、行政手続における区民の利便性の向上を図るため、押印、書面および対面規制の見直しを進めている。

また、国家公務員における「職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）」について、令和3年4月1日付けで、「面前」等に係る規定を削除する改正が行われた。

これらを踏まえ、区職員のサービスの宣誓における押印および対面規制に関する規定等を削除する他、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員にあっては練馬区教育委員会。以下同じ。）<u>または任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書を署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害、またはこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</u></p> <p>付 則 [略]</p> <p>別記様式 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員にあっては練馬区教育委員会。以下同じ。）に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害またはこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。</u></p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 <u>別紙のとおり</u></p>

別記様式（第2条関係）

1 （教育公務員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

2 （教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治および教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

別記様式（第2条関係）

1 （教育公務員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 _____

2 （教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治および教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 _____